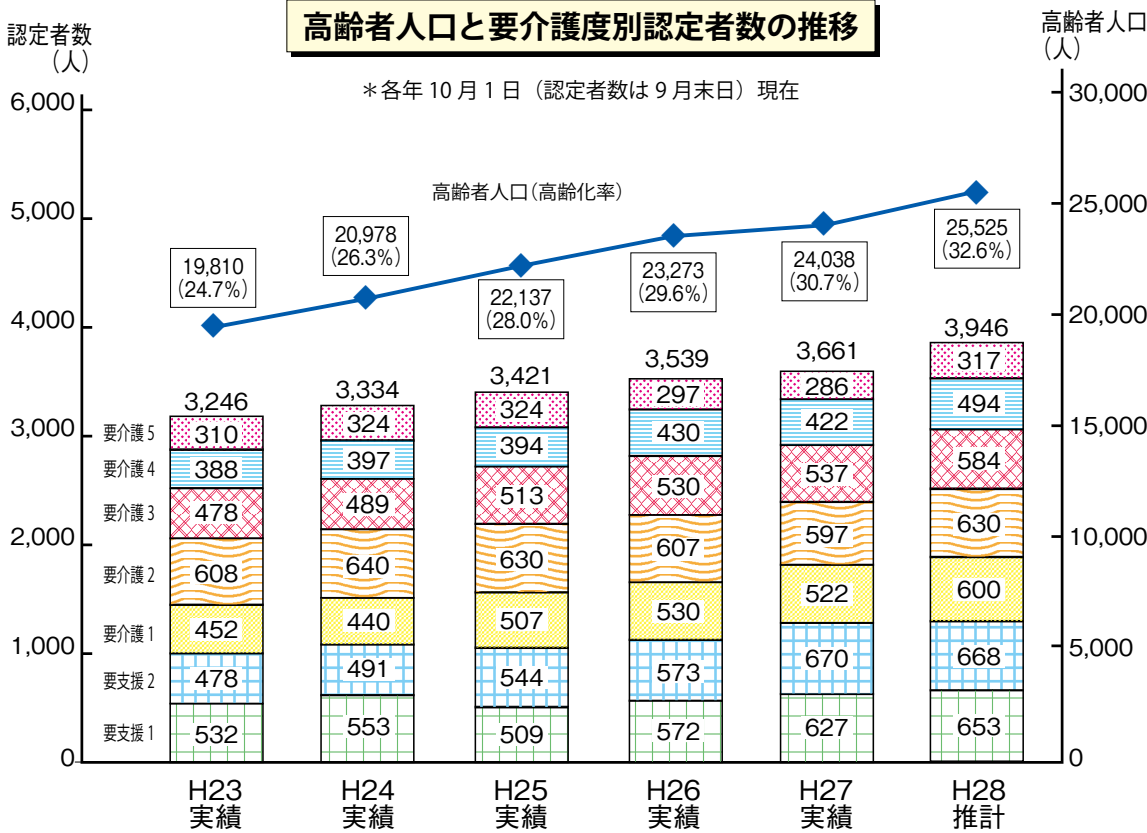


介護保険だより 6/15

平成28年(2016年)



お問い合わせは 高齢介護課 (〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17 ☎56-4043 FAX56-4032) へ
[ホームページアドレス] <http://www.city.joyo.kyoto.jp/>



介護保険制度は増え続ける高齢者の介護を、社会全体で支えるしくみとして平成12年4月に創設されました。その制度が始まって16年が経過し、市でも介護サービス基盤が充実してきました。これからも市では、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで、尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、「高齢者の自立支援」と「持続可能な介護保険運営」をめざして介護保険サービスの充実に取り組みます。

「住み慣れた地域で、誰もが安心して老後を過ごすまちづくり」をめざして

平成28年度介護保険料

第1号被保険者(65歳以上の人)
(保険料額は、平成27年度と同じです)

段階	対象者	乗率	保険料額(年額:円)
第1段階	・生活保護受給者 ・非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 ・非課税世帯で、合計所得金額および課税年金収入の合計額80万円以下	0.4	24,480
第2段階	・非課税世帯で、合計所得金額および課税年金収入の合計額120万円以下	0.625	38,240
第3段階	・非課税世帯で、合計所得金額および課税年金収入の合計額120万円超	0.7	42,830
第4段階	・課税世帯で本人非課税、合計所得金額および課税年金収入の合計額80万円以下	0.85	52,010
第5段階	・課税世帯で本人非課税、合計所得金額および課税年金収入の合計額80万円超	基準額	61,180 (月額:5,098)
第6段階	・本人課税で、合計所得金額125万円以下	1.125	68,830
第7段階	・本人課税で、合計所得金額125万円超200万円未満	1.25	76,480
第8段階	・本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満	1.5	91,770
第9段階	・本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満	1.6	97,890
第10段階	・本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満	1.7	104,010
第11段階	・本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満	1.8	110,130
第12段階	・本人課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満	1.9	116,250
第13段階	・本人課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満	2.0	122,360
第14段階	・本人課税で、合計所得金額800万円以上900万円未満	2.1	128,480
第15段階	・本人課税で、合計所得金額900万円以上1,000万円未満	2.2	134,600
第16段階	・本人課税で、合計所得金額1,000万円以上	2.3	140,720

◎合計所得金額とは、年金・給与・事業などの所得をすべて合算したものです
◎年金から天引きの人は、すでに4月と6月の年金から、平成27年度の保険料を基準に納めていただいています。前半(4月、6月、8月)と後半(10月、12月、2月)のおおのの保険料の合計額をできるだけ均等にするため、8月の保険料額で調整します。そのため8月の保険料額は他の月に比べて大幅に増額することがあります
◎保険料額は平成28年4月～平成29年3月の1年間の金額です。日本年金機構などから送付される源泉徴収票は1月～12月の金額のため、この保険料額と金額が異なります
◎第1段階は、城陽市介護保険条例の一部改正に伴う軽減措置後の金額です。なお、軽減前の保険料額(年額)は、27,540円です

介護保険のしくみ

介護保険は、支え合の考えのもと共同して保険料を負担し、加齢による病気などにより介護が必要になった人に、介護サービスを提供するしくみです。40歳以上の人が被保険者として保険料を納め、介護や支援が必要であると認められれば、1割または2割の負担で介護サービスを利用することができます。

市の高齢者人口と介護度別要介護認定者数の推移



本市の高齢化率(総人口に対する65歳以上人口の割合)は、平成12年10月の13・8割(7人に1人)から、平成27年10月には30・

介護保険料は納期限までに納めましょう

7割(3人に1人)と、16・9ポイントの大幅な増加となっています。また認定者数も平成12年10月と平成27年10月を比べると2・44人増、3倍と大幅な増加となっております。今後もこの傾向はさらに進むと見込まれます。介護保険料は納期限までに納めましょう。保険料を納期限までに納めない、督促状や催告書により納付を催告することとなり、督促手数料や未納期間に応じた延滞金がかかります。1年以上滞納すると、介護サービスを利用する際、費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により保険給付分が後から支払われる償還払いとなります。また、納期限から2年を過ぎると保険料は時効により納めることができなくなります。時効となった保険料がある場合、その期間に応じた、介護サービスを利用する際、通常1

割または2割の自己負担が3割になったり、高額介護サービス費などを受けることができなくなります。やむを得ない理由により納期限までに保険料を納めることができない場合は、高齢介護課介護保険係(☎56-4043)にご相談ください。



ご利用ください!! 地域包括支援センター

☎(54)7330
☎(55)3047

■相談日時
月～土曜日 8:30～17:00

介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から、高齢者を総合的に支える「地域包括支援センター」。保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどを中心にチームを組み、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、安心して生活していくためのワンストップ相談窓口です。

なんでもご相談を

- 介護に関する相談や悩みはもちろん、健康・福祉・医療・生活に関する事など、どんな相談にも対応
- 「どこに相談するのがわからない」といった悩みも、まずはご相談を
- ※問題に応じて、適切なサービスや機関・制度の利用につなげます

権利の擁護

- 認知症などにより、判断能力が十分でない人が、日常生活上の契約などで不利益を被らないための相談・支援
- 成年後見制度の紹介、高齢者虐待への対応、悪質な訪問販売や住宅リフォーム・消費者金融などの消費者被害の防止に関する情報提供

地域包括支援センター

自立して生活できるよう支援

- 「要支援」と認定を受けた人への介護保険サービス利用の援助や、支援・介護が必要となる可能性の高い人への介護予防事業利用の援助
- 生活の中で実現したいことや目標について一緒に考え、安心して生活を続けていくための支援

さまざまな方面から支援

- 地域のケアマネジャーの指導や支援のほか、高齢者にとってより暮らしやすい地域にするためのさまざまな機関とのネットワークづくり
- 研修の実施、制度や施策などの情報提供

介護サービスの利用について

介護サービスを利用するためには、市に要介護(要支援)認定申請をし、「介護や支援が必要な状態である」と認定を受ける必要があります。

申請は、市の窓口で本人やその家族が行いますが、申請に行くことができない場合は地域包括支援センターなどに代行してもらってもできます。申請には、介護保険被保険者証(65歳未満の人は、

健康保険証など)が必要で、申請後に、本人などへの聞き取り調査があります。また、本人の主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。これをもとに、「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い(要介護状態区分)が判定されます。認定結果が出る前でも、暫定的なケアプランを作成することで、申請日から介護サービスを利用することもできます。現在日常生活を送るのに心配がなければ、

認定申請をする必要はありません。今後、身体機能の低下などで日常生活に支障を感じ、デイサービスやヘルパーなどの介護サービスが必要と思われるとき、かかりつけの医師とも相談の上、要介護(要支援)認定の申請をするようにしてください。

適切な対応ができるよう、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報が記入できる「安心カード」(携帯用)と「緊急連絡カード」(自宅掲示用)を高齢介護課で配布しています。

このカードは、事故や病気で自分自身の情報を伝えられないとき、かけつけた救急隊員や近所の人など、助けてくれる人に必要な情報を知らせるためのもので、ご活用ください。※ホームページからもダウンロード可能。係☎(56)4031

平成28年4月から「地域密着型サービス」に「地域密着型通所介護」が加わりました。定員が19人未満の小規模な通所介護が、「地域密着型通所介護(デイサービス)」として、地域密着型サービスへ移りました。

平成28年4月から「地域密着型サービス」に「地域密着型通所介護」が加わりました。定員が19人未満の小規模な通所介護が、「地域密着型通所介護(デイサービス)」として、地域密着型サービスへ移りました。

平成28年4月から「地域密着型サービス」に「地域密着型通所介護」が加わりました。定員が19人未満の小規模な通所介護が、「地域密着型通所介護(デイサービス)」として、地域密着型サービスへ移りました。

平成28年4月から「地域密着型サービス」に「地域密着型通所介護」が加わりました。定員が19人未満の小規模な通所介護が、「地域密着型通所介護(デイサービス)」として、地域密着型サービスへ移りました。

在宅介護支援センター

地域の身近な相談窓口として設置しています。

在宅介護支援センター	担当校区	場所	電話番号
ひだまり	久津川・古川	平川浜道裏20-1	(55)5150
萌木の村	久世・深谷	寺田奥山1-6	(52)0091
地域包括支援センター	寺田・寺田南	寺田水度坂130	(54)7330
西部	寺田西・今池	寺田乾出北55	(53)9500
梅林園	富野・青谷	中芦原55	(52)4533

いつでもご相談を!

○地域包括支援センター
寺田水度坂130(鴻の巣会館)



表① 地域密着型サービス事業所の整備状況

日常生活圏域(中学校区ごと)	地域密着型 デイサービス	認知症対応型 デイサービス	小規模多機能型 居宅介護	認知症高齢者 グループホーム	地域密着型 特養
北城陽中 圏域			久津川ホワイトィー	ひだまり浜道裏	ひだまり平川
東城陽中 圏域		東部デイサービスセンター	どんぐりの家・ひだまり鍛冶塚	ひだまり鍛冶塚	
城陽中 圏域		リエゾン萌木の村	リエゾン萌木の村	リエゾン萌木の村	
西城陽中 圏域	ほほえみの里・ゆうあい寺田		ゆうあいの家	ゆうあい寺田	
南城陽中 圏域	友愛・百歳倶楽部・はる	保和団邸	まごころ城陽・青谷ホワイトィー	梅林園・まごころ城陽・友愛	

保険料の減免や負担軽減制度

介護保険料の減免

市には、収入の少ない世帯のための保険料減免の制度があります。

減免を受けるには保険料段階が第2段階・第3段階の人で年間収入120万円以下、預貯金350万

円以下、課税者の扶養を受けていないなどの条件があります。また、災害で家屋に1割以上の損害を受けたり、入院や失業などが原因で世帯収入が2分の1以下に減った場合などの減免の制度もあります。

食費・居住費(滞在費)の軽減(表②参照)

介護保険3施設(特養、老健、療養型)への入所

(院)やショートステイを利用する場合、食費や居住費(滞在費)は原則自己負担です。

金額は施設が定めませんが、市民税非課税の人に対して、その負担を軽減する制度です。なお、配偶者が市民税課税の人や一定以上の預貯金を保有する人は対象となりません。

また、平成28年8月からは非課税年金の額も含めての判定に見直しとなります。

高額介護サービス費・ 高額医療合算介護サービス費

介護サービスを利用した場合、自己負担額が一定の金額を超えるとその超えた分をお返しします。また、介護サービス費と医療費の自己負担額が高額になった場合、介護サービス費と医療費のそれぞれの限度額を適用後、介護保険と医療保険の自己負担額を合わせた1年分(8月～翌年7月)を世帯ごとに合算し、限度額を超えた場合は、超えた分をお返しします。

保険料の減免や各負担軽減制度の適用を受けるには申請が必要です。各制度に関する手続きの方法や該当基準など、詳しくはお問い合わせください。
☎高齢介護課介護保険係☎(56)4043

(表②)介護サービスを利用した場合の自己負担 (施設に入所等した場合の負担限度額)

利用者負担段階	食費(月額)	居住費(月額)				高額介護サービス費の上限(月額)
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室 特養 老健・療養型	多床室	
第1段階	300円	820円	490円	320円	490円	個人 15,000円 世帯 15,000円
第2段階	390円	820円	490円	420円	490円	個人 15,000円 世帯 24,600円
第3段階	650円	1,310円	1,310円	820円	1,310円	世帯 24,600円
第4段階						世帯 37,200円
						世帯 44,400円

各施設などが決めた金額を払います